

申請者用 尾鷲市太陽光発電設備等設置費補助金Q & A

2025. 6. 24 一部追加修正

2026. 6. 12 一部追加修正

Q 1 いつ設置した（設置する）太陽光発電設備が対象となるか

○市町が交付決定した日（要領の適用日、令和6年4月1日以降）以降に設置事業に着手した太陽光発電設備が対象となります。一般的に着手日は、太陽光発電設備設置に関する工事等の契約をした日となります。

Q 2 補助金交付決定後の契約・発注でないと申請不可か

○環境省の原則を適用して補助の対象は交付決定後とします。

Q 3 既設住宅への設置は対象となるか

○対象となります。

Q 4 別荘への設置は対象となるか

○「自ら居住する住宅」の敷地外であれば、対象となりません。

Q 5 カーポートや倉庫の屋根への設置は対象となるか

○「自ら居住する住宅」の敷地内に設置するものであれば対象となります。ただし、発電した電力量の30%以上を住宅の敷地内で自家消費しなければなりません。

Q 6 野立ての太陽光発電設備は対象となるか

○対象外となります。

Q 7 居住実態はどのように確認するのか

○原則として住民票で確認を行います。

要件として、以下のことを求めています。

- ・申請者は補助対象設備を設置する住宅の所有者であること。
- ・申請者自身がその住宅に居住していること。

Q 8 将来の住民を対象とすることはできるか

○実績報告時に住民であることが確認できる場合は対象となります。

【注】将来の住民＝申請時に市町外にお住まいであり、住宅の新築に合わせて太陽光発電設備等を設置し、転入される方。

Q 9 建売住宅への設置は対象となるか

○対象要件が「自ら所有し居住する住宅の屋根に設置」となっているため、申請者が建売住宅を購入、居住後に申請可能となります。※建売住宅販売者は申請者となりません。

Q10 太陽光発電設備・蓄電池は、増設又は買替の場合も対象となるか

○増設又は買替は対象外です。

Q11 母屋（親が居住）と離れ（子が居住）にそれぞれ補助ができるか

- 1つの住宅に1回の補助金としてください。
- 母屋と表現されている建築物と離れと表現している建築物が、用途上不可分である場合は、1つの住宅と判断し、どちらか1回の補助となります。
- なお、1筆に2つの建築物がある場合でも、2つの建築物が用途上可分である場合も多く、この場合はそれぞれ1つの住宅として扱い、それぞれに補助できます。
- ※建築確認申請の書類が判断の参考となります（土地の分割をしたうえで、新しい方の住宅を建築しているケースが多いと推察します）。

Q12 併用住宅へ設置する設備も補助可能か

○対象となるケースもあると考えます。

【例】以下の全ての条件を満たす場合（太陽光発電設備7万円/kWの補助）

- ・併用住宅の屋根に住民の立場で全ての費用を負担して太陽光発電設備を設置
- ・発電した電力の30%以上を家庭用の電力として自家消費
- ・残りの電力を店舗で消費（又は電力会社へ売電等）

【注】県補助要綱上「住民」への補助としているので、「事業者（店舗等）が負担した費用」について補助することは出来ません。

Q13 共同住宅へ設置する設備も補助可能か

○限定的ですが、補助可能なケースがあると考えます。

【例】大家さんが共同住宅の1室に居住し、設置した設備で発電した電力の30%以上を自らの居室で消費する場合。

Q14 16万円/kWhの蓄電池は対象となるか

○対象となりません。

※蓄電池の価格が15.5万円/kWh（工事費込み・税抜き）を超える場合は対象となりません（国要領・蓄電池交付要件イ・d）

Q15 15.5 万円／kWh を超える蓄電池は対象となるか

令和 7 年度から条件付きで対象となります。

○交付率の上限 15.5 万円/kWh を超えているため、交付率は 15.5 万円/kWh×1／3 を適用します。

(国要領・別紙 2 の 2. 交付対象事業の内容のア (イ) 蓄電池交付要件 d)

「12.5 万円／kWh (工事費込み・税抜き) 以下の価格となるように努めること」とされており、下記の要件を満たす場合のみ、「15.5 万円／kWh (工事費込み・税抜き)」となります。

○その条件とは、国の F A Q 問 49 に記載のとおりで、複数者から見積りを取得する、または複数の販売事業者に対して 12.5 万円／kWh (工事費込み・税抜き) 以下となる蓄電システムの調達可否の確認を行い、この確認を行ったことが分かる書類を提出することです。

○蓄電システムの販売業者については、以下の検索フォームをご活用ください。

<https://dr-battery.sii.or.jp/r6h/agent-search/>

Q16 蓄電池の価格に間接工事費は含まれるか

○含まれます。

Q17 「契約」＝事業の開始と判断すれば良いか

○一般的には、太陽光発電設備等設置に関する工事の契約をした日が事業の開始日 (着手) となります。

Q18 「設備設置」＝事業の完了と判断すれば良いか

○設置者が太陽光発電設備等の引き渡しを受け、対象設備の工事代金等の支払いが済んだ時点をもって事業の完了とみなします。

○また、原則として売電契約が締結され、系統に対し電力の供給ができる状態であることが必要です。なお、電力会社に連系手続きの申し込みをしたうえで、連系手続きに時間を要することを電力会社との協議資料などで確認できる場合はこの限りではありません。

Q19 太陽光発電設備等の能力の小数点以下の処理方法は

○小数点以下を切捨て処理してください。

※kW 単位で小数点以下を切り捨てた値としてください。

Q20 太陽光発電設備の能力がパネルとパワーコンで異なる場合は

○パネル (モジュール) とパワーコンディショナーの低いほうの数値を採用してください。

○「パネル (モジュール) のみ」又は「パワーコンディショナーのみ」設置をする場合は補

助の対象外です。

【例】過積載を目的としてパネルのみ増設

【例】故障により、どちらか一方のみ買替え

Q21 価格が 72.5 万円（5 kWh）の蓄電池の補助額の計算は

○ $72.5 \text{ 万円} \times 1 / 3 = 24.16\cdots \Rightarrow 24.1 \text{ 万円}$ となります。

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q22 価格が 185 万円（12kWh）の蓄電池の補助額の計算は

○ $185 \text{ 万円} \times 1 / 3 \times 5\text{kWh} / 12\text{kWh} = 25.69\cdots \Rightarrow 25.6 \text{ 万円}$ となります

※必ずしも計算の途中で端数処理する必要はありませんが、計算の途中で端数処理する場合は切捨て処理を行ってください。

Q23 国の他の補助金等と併用することは認められるか

○地域脱炭素移行・再エネ推進交付金と他の法律又は予算制度に基づき国の負担又は補助を得て実施するものを、同一の交付対象設備に対して補助を併用することはできません。

<参考>他の補助金等の対象設備と、本補助金の対象設備を同時導入する場合

・次の（１）、（２）を共に満たす場合は対象となります。

（１）本補助金の対象設備が国の他補助金等の対象設備等となっていないこと

（２）本補助金の対象設備の経費と、国の他補助金等の対象設備の経費が明確に区分されていること

【例】「住宅本体」の新築に合わせて「太陽光発電設備」を設置し、「住宅本体」が補助対象となっている国の補助金等を受けた。「住宅本体工事」と「太陽光発電設備設置工事」を合わせて一つの契約としたが、内訳書等により「住宅本体工事」と「太陽光発電設備設置工事」の経費の区分が明らかになっている。
⇒太陽光発電設備を本補助金の対象とすることができる。

Q24 太陽光の国の補助金を受けている者に、蓄電池のみ補助対象とすることは可能か

○国の交付要件では、蓄電池は同要件の太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であることと記載されていますので、蓄電池のみが補助対象となることはありません。

Q25 国のこどもエコすまい支援事業（新築 100 万円）※事業終了と太陽光は併用可能か

○中部地方環境事務所の回答は以下のとおりでした。（県担当者が確認）

新築の補助金 100 万円を受ける場合、工事区分を分けて同一の設備でないことが確認できれば本交付金の制度上、併用は可能です。

一方で、こどもエコすまい支援事業の取扱いは国交省担当課に必ず併用が可能かどうかご確認ください（HP 上では、「当該住宅に対して、重複して国の他の補助制度から補助を受けることはできません」と記載があります）。

<https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/new-house/>

○こどもエコすまい支援事業の事務局の回答は以下のとおりでした。（県担当者が確認）

- ・100 万円は太陽光を含む新築住宅の全体にかかっている
- ・「こどもエコすまい支援事業の内容について（令和 5 年 5 月 19 日時点）」
（https://kodomo-ecosumai.mlit.go.jp/assets/doc/kodomo-ecosumai_detail.pdf）
資料の別紙 11 に、（新築 100 万円の補助について）「住宅の本体工事の全部又は一部を対象とする国の他の補助制度との併用はできません。」と記載している

以上のことから、太陽光発電設備が設置された新築住宅に 100 万円補助を受けている場合、併用は不可との回答でした。

Q26 FIT を利用せず売電できる業者はどこか

○中部電力ミライズの場合

<https://miraiz.chuden.co.jp/relevant/electric-shop/contractor/reports/index.html>

ページの下部に「固定価格買取制度以外での電力販売申込（非 FIT 買取）」の案内があります。

【注】買取対象者は営業エリア内の方に限るなど一定の条件が付くことがあります。

Q27 FIT と比較して金銭的に有利となる住民はどのような者か

- 設備設置費、発電量（日照時間）、自家消費量、売電単価、借入状況等、様々な要因があるため、申請者自身が個別に試算しないと判断できません。
- 申請者が設備の販売店等にご相談いただくと、シミュレーション表等を提示して頂けることがあると推察します。
- なお、一般的には以下のような方は、本補助金のメリットが高いと考えます。
 - ・売電量が少ない方
→自家消費量が多い（蓄電池設置等）、発電量が比較的少ない
 - ・借入金により設備を設置し、初期投資の一部を早期回収したい方
→借入額が多い、借入金利が高い

Q28 実績報告書に保証書を添付する理由は何か

- 保証書により、仕様を満たしている（中古設備でない）ことを確認する必要があると考えます。なお、別資料により仕様を満たしている（中古設備でない）ことが確認できるのであれば、必ずしも保証書の提出は必須ではありません。
- 提出する書類について、仕様を満たしていることが確認できるページのみを抜粋して添付する扱いとしても差支えありません。

Q29 蓄電池の「商用化・導入実績」はどのように確認するのか

- ホームページやカタログなどで、市場で販売されていることを確認することにより「商用化され導入実績があるもの」と判断いたします。

Q30 ハイブリッド蓄電池の価格は、太陽光のパワコンを含めた価格とすべきか

- ハイブリッド蓄電池は太陽光発電設備のパワコンと蓄電池が一体となったもので、蓄電池として販売されているため、パワコンも蓄電池の価格とみなしてください。
- トライブリッド蓄電池（太陽光発電＋蓄電池＋EV 充放電システムなど）付帯のパワコンについては、15.5 万円/kWh の制限価格の見直し、国の他の補助事業、メーカー及び他自治体の動向より令和7年度から補助の対象とします。ただし、国のFAQ問 51 のとおり「ハイブリッド部のうち蓄電システム以外の電力変換に寄与する部分に係る経費分を控除することができます」と記載がありますので注意ください。

Q31 5kW を超える太陽光発電設備を設置する場合に必要な自家消費は

- 補助に相当する発電（5kW）量の30%を自家消費する必要があります。

【例】12kW の発電設備を設置する場合

→ 発電量×5kW／12kW×30%以上の電力を自家消費する。

Q32 蓄電池が別補助を受ける場合、太陽光発電設備を対象とできるか

- 蓄電池は国等から別の補助金を受け、太陽光発電設備は国等の補助金を受けていない場合は、太陽光発電設備のみを本補助金の対象とすることができます。

Q33 太陽光発電設備設置によりどの程度のCO₂が削減されるか

- クール・ネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）のホームページに参考となる記述があります。

<https://www.tokyo-co2down.jp/re-energy/efforts-renewable/taiyoko-system>

- ・ 3 kW の太陽光発電設備 → 1,950kg／年のCO₂削減

Q34 蓄電池の能力は定格容量と実効容量のどちらを使うのか

- 補助金算定の際は原則としてカタログ記載の**定格容量の数値**を用いてください。
- 定格容量がカタログ等に記載されておらず不明な場合は、「蓄電容量（単電池の定格容量（Ah）、単電池の公称電圧（V）および使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の値（Ah・V=Wh）（小数点第2位以下切捨）」を用いることも可とします。
- ・メーカー等に問い合わせる等して得た定格容量の数値がある場合は、その値を使っ
ていただいて構いません。
 - ・メーカーへの問い合わせは必須ではありません（カタログやホームページに定格容量
の記載が見当たらない場合は、蓄電容量を用いて構いません）。

〔参考1〕

定格容量：蓄電池に蓄えることができる電気の量

実効容量：蓄電池に蓄えた電気のうち、実際に使用できる量

〔参考2〕

蓄電容量（小数点第2位以下切捨）：SII 登録製品はホームページで検索可能です

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

Q35 リチウムイオン蓄電池の JIS 対応の確認が困難なものはどうすれば良いか

- 国要領に定めのある、リチウムイオン電池の交付要件 j (a) 及び k (a) に記載のある JIS 準拠の条件について確認が困難な場合は、SII にて認証を受けている蓄電池については安全基準が担保できるもの（交付要件を満たすもの）と判断して差し支えありません。

<https://zehweb.jp/registration/battery/>

Q36 太陽光発電設備の価格が7万円／kWを下回るものはどう扱うのか

- 実際の価格（工事費込み・税抜き）を対象としてください。

Q37 ポータブル蓄電池は補助対象となるか

- 定置用であることが補助対象設備の条件としています。また、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備であることが条件であるため、系統連系タイプであることが必要と考えます（供給先が100V コンセントやUSBのみでないこと）。

Q38 自家消費割合の報告は必須事項か

- 当該報告を実施する目的について、補助対象設備を補助金交付後も適切に管理・運用していくことや発電量の30%以上を自家消費すること等の条件が国の要綱等に記載されていますので、会計検査、監査、議会等において、補助金交付に対する効果の説明を求められることが考えられるため、発電実績（CO2削減実績）等を求めるものです。そのほ

かにも住民に報告してもらうことで、住民に温室効果ガス削減に寄与していることを実感してもらい、脱炭素意識のさらなる向上が得られると考えています。以上のことより、県では設置後3年間程度は確認していくことが望ましいという意見の基、本市では3年間の報告を義務付けました。

Q39 申請時に複数見積は必要か

- 複数見積りを取り、適切な設備価格で補助金申請をしてもらうことを想定しています。
複数取れないやむを得ない理由があれば、1者見積もりでも申請を受け付けることを想定しています。
- 国の要領の改正により令和7年度から蓄電池の価格は12.5万円/kWh以下（工事費込み・税抜き）となるよう努めなければならない、複数者から見積りを取得するなどの対応が必要になりますのでご注意ください。

Q40 工事写真について手引きに施工前・中・後とあるが、施工前・後の2枚でも良いか

- 本市では施工前、施工中、施工後の写真を求めます。

Q41 住宅へ補助により太陽光を設置後、所有者の名義が変わった場合、カーポートに設置は可能か。（夫で住宅、名義替えてカーポートや倉庫で妻が再度申請）

- 同一敷地内であるので、一戸につき一回という条件に抵触するため、補助は不可。

Q42 息子の住宅に太陽光を付けた後、車庫の持ち主は親の場合は車庫にも太陽光設置できるのか。

- 自ら所有し居住する住宅敷地内の倉庫、カーポートの屋根と定められているため、車庫が太陽光を付けた息子住宅敷地内にある場合は、補助不可。二世帯住宅で親が住んでいる場合も、住宅所有者は息子のため、補助不可。

なお、1筆に2つの建築物がある場合でも、2つの建築物が用途上可分である場合も多く、この場合はそれぞれ1つの住宅として扱い、それぞれに補助できるため、車庫が親の住宅の用途上不可分であると認められる場合、親の申請で補助が可能。

※建築確認申請の書類が判断の参考となります（土地の分割をしたうえで、新しい方の住宅を建築しているケースが多いと推察します）。

Q43 財産処分で定めた期間より早く処分したい場合の、補助金返還義務はあるのか。

- 環境省のマニュアルにより、国に補助金を納付していただく必要があります。
 - ・有償譲渡（いわゆる売却）・有償貸付の場合
譲渡金額を基礎とし、期限の残存年数の割合を乗じて得た額を上限額とする。

$$\text{財産処分納付金額} = \text{譲渡額又は貸付額} \times \frac{\text{国庫補助額}}{\text{総事業費}}$$

- ・無償での譲渡や交換、取り壊しなど
納付金額は、残存年数納付金額とする。

$$\left. \begin{array}{l} \text{上限額（施設等）} = \text{国庫補助額} \times \frac{\text{残存年数又は貸付年数}}{\text{処分制限期間}} \\ \text{上限額（土地等）} = \text{国庫補助金} \end{array} \right\} \text{残存年数納付金額}$$

「環境省所管の補助金等で取得した財産の処分承認基準について（H20.5.15）」参照

Q45 処分期間過ぎた後の処分方法は？国で手続きの決まりなどあるのか。

○基準を過ぎたものについては、通常購入した場合の処分方法となります。

Q46 住宅の持ち主が変わった場合には、処分責任もうつるのか。

○処分期限内の譲渡は許されないため、住宅の所有者が変わる場合は、承諾書を受けて、国へ補助金を納付していただき、設備を処分する必要があります。

Q47 事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）を遵守することありますが、こういったガイドラインなのですか。

A：経済産業省（資源エネルギー庁）が定めたガイドラインのことで、再生可能エネルギー発電の実施について守るべきことを定めているもの。

※主に施行の事業者について守ってもらうべきこと。

Q48 使用が終わった太陽光パネルを処分したいがその方法は。

A：尾鷲市では、ソーラーシステム（太陽光パネル・蓄電池）は処理困難物として扱っているため、廃棄物処理業者や、交換の際は、施工業者にご相談ください。